

小平市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品選定基準

返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、原則として、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 本社、支店、事業所、工場、店舗等が市の区域内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 法令規則等を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供等を行っていること。
- (4) 小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業でないこと。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- (7) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、使用する端末には、一定のセキュリティ対策を講じていること。また、市の委託事業者が提供するシステム（ふるさと納税d o）を利用した受注管理が可能であること（市が業務を委託する小平商工会と契約を締結する場合を除く。）。
- (8) 市又は市が業務を委託する小平商工会の発注に応じて、寄附者へ返礼品を送付できること。また、返礼品の送付は、配送状況が確認できる方法で行えること。

返礼品の要件

返礼品は、原則として、次に掲げる全ての要件を満たす商品等とします。なお、複数の商品の詰め合わせを返礼品とする場合は、それぞれの商品について全ての要件を満たすものとします。また、複数の事業者から同一商品の提案があった場合は、市内事業者を優先するなどの調整を行うことがあります。

- (1) 市の魅力発信及び地域産業の活性化等に寄与するものであること。
- (2) 地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準※）及びその他総務省通知等の規定に適合するものであること。
- (3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守していること。
- (4) 公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 品質及び数量について、年間を通して安定供給が見込めること。ただし、期間又は数量等に条件を設けて供給する場合は、その条件内において安定供給が見込めること。
- (6) 配送に十分耐えられるものとし、飲食物の場合は、返礼品の到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有していること。
- (7) サービスの提供の場合は、寄附者に当該サービスの提供が受けられることが分かるサービス利用券等を発行すること。その際、原則として、発行から6か月以上1年以内の有効期限を設ける（ただし、利用日時をあらかじめ指定する場合はこの限りでない。）とともに、サービス利用券等に転売防止の措置を講じること。
- (8) 応募者以外に関連する事業者等がある場合は、返礼品として提供することについて、あらかじめ当該事業者等の同意を得ていること。

※ 地場産品基準は、次頁に掲載しています。

【地場産品基準】 平成31年総務省告示第179号第5条(令和5年6月27日改正)より抜粋

返礼品は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 小平市内において生産されたものであること。
 - ② 小平市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ③ 小平市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、東京都内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
 - ④ 小平市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - ⑤ 小平市の広報の目的で生産された小平市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から小平市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。（※）
 - ⑥ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
 - ⑦ 小平市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が小平市に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑦の2 小平市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

●詳細は、総務省のホームページ等も御参照ください。

[総務省 ふるさと納税ポータルサイト（トップページ）](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

[総務省 ふるさと納税ポータルサイト（関連資料の掲載ページ）](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

※ 小平市のキャラクターを新たに使用する場合は、事前に市までご相談ください。

<問合せ先>

小平市 地域振興部 産業振興課

所在地：〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話：042-346-9581、042-346-9534

Mail：sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp

電話・窓口の受付時間：9時～17時（土日祝、12/29～1/3を除く。）